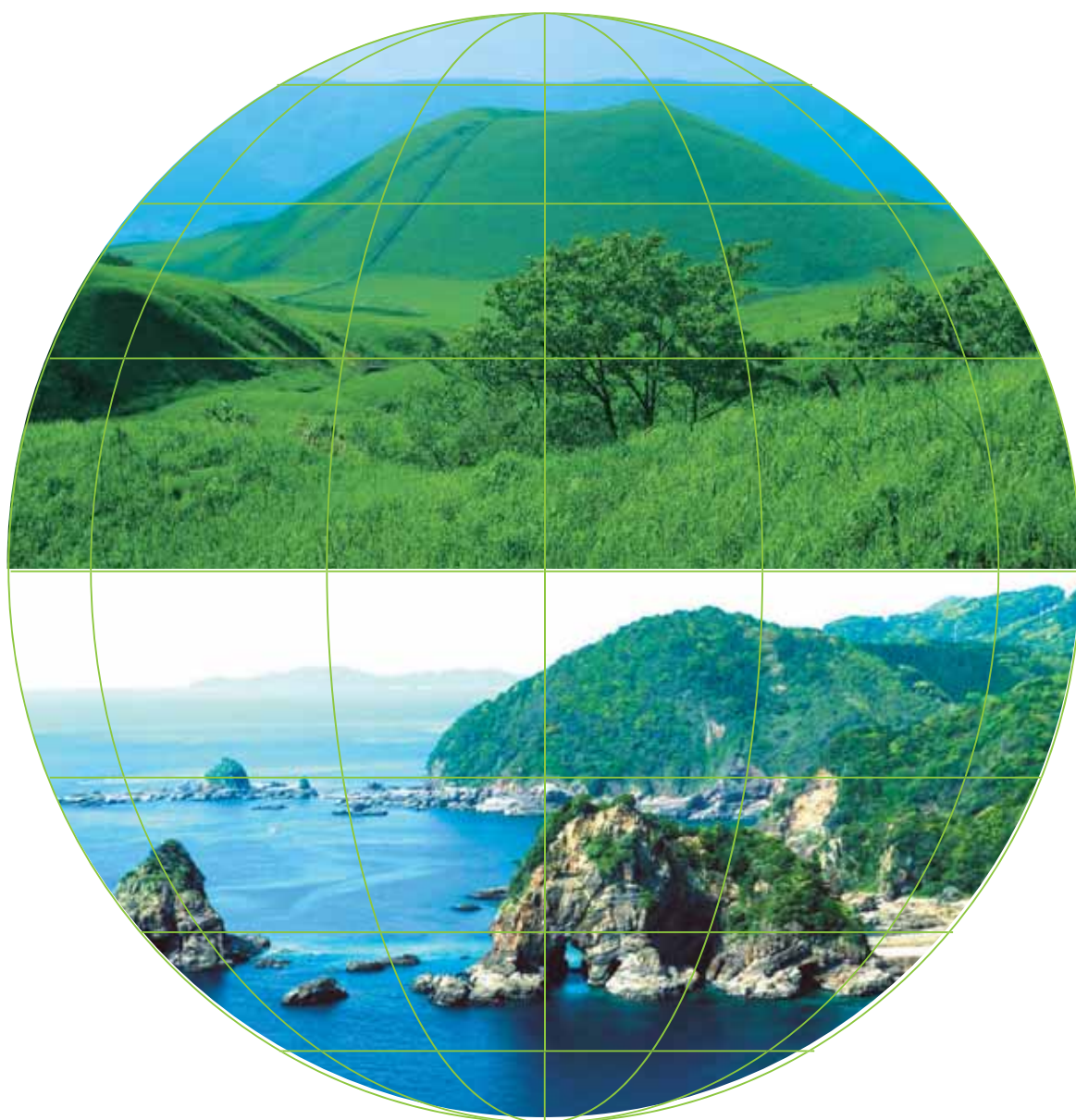


九州地方環境事務所 業務概要



みんなで止めよう温暖化

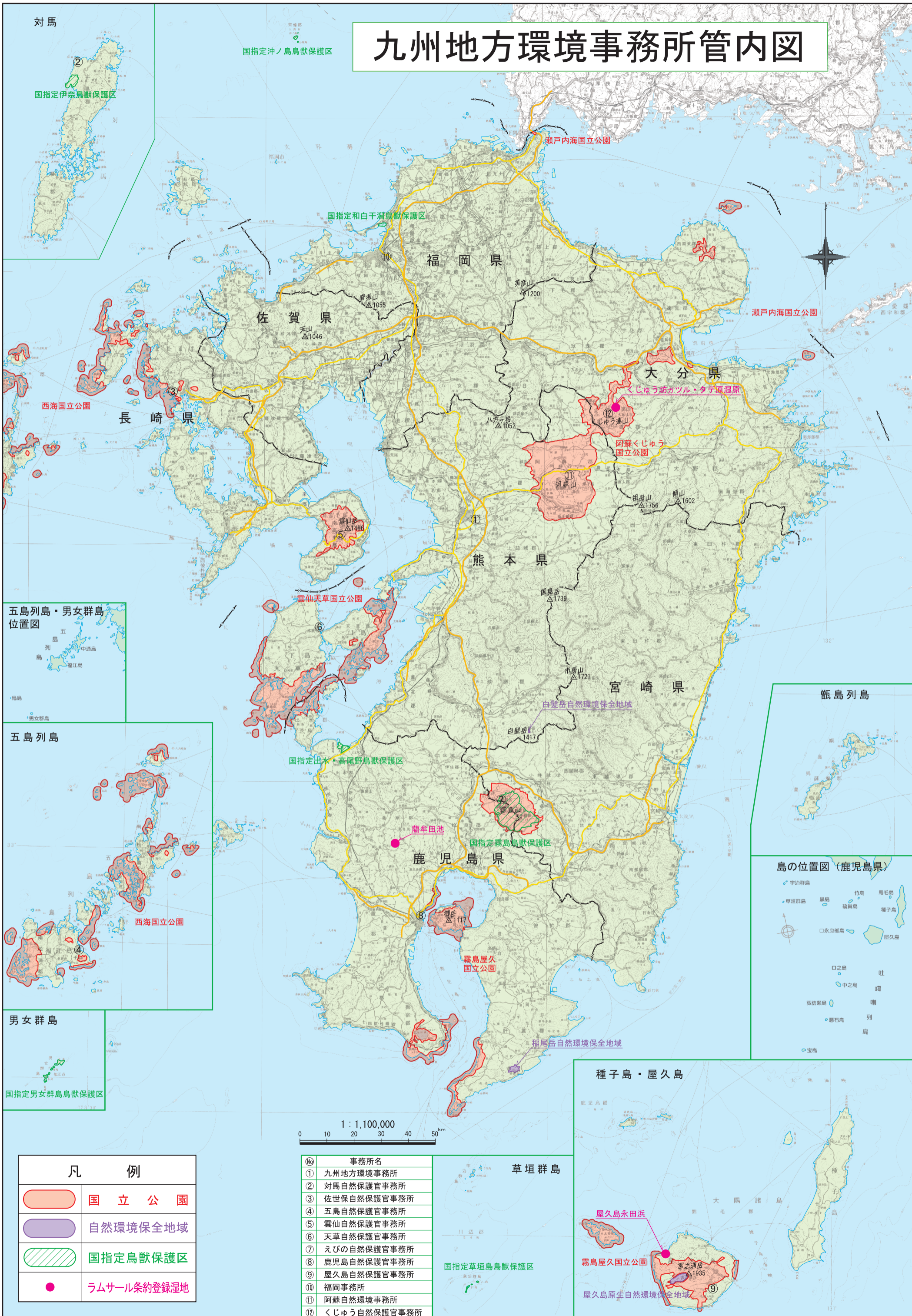
チーム・マイナス6%



環境省

Ministry of the Environment

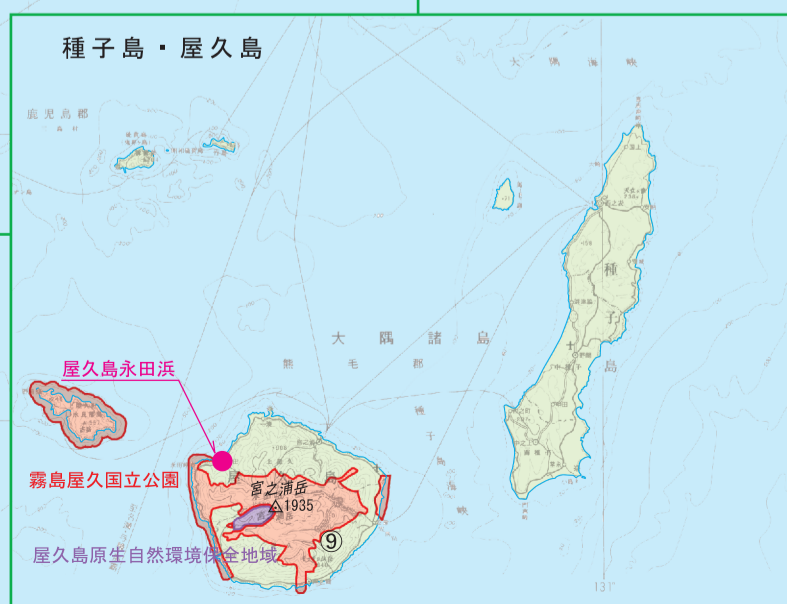
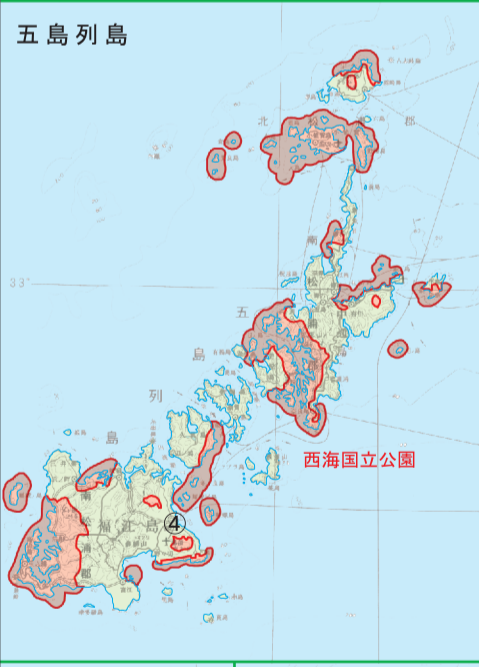
九州地方環境事務所管内図



1 : 1,100,000

- | ⑩ | 事務所名 |
|---|--------------|
| ① | 九州地方環境事務所 |
| ② | 対馬自然保護官事務所 |
| ③ | 佐世保自然保護官事務所 |
| ④ | 五島自然保護官事務所 |
| ⑤ | 雲仙自然保護官事務所 |
| ⑥ | 天草自然保護官事務所 |
| ⑦ | えびの自然保護官事務所 |
| ⑧ | 鹿児島自然保護官事務所 |
| ⑨ | 屋久島自然保護官事務所 |
| ⑩ | 福岡事務所 |
| ⑪ | 阿蘇自然環境事務所 |
| ⑫ | くじゅう自然保護官事務所 |

凡 例	
	国立公園
	自然環境保全地域
	国指定鳥獣保護区
	ラムサール条約登録湿地



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図を複製したものである。(承認番号 平18九環、第128号)



廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策課

1 循環型社会の形成

3Rの推進

環境への負荷ができる限り低減された持続可能な「循環型社会」を形成し、九州地域の恵み豊かな環境を維持するため、生産・消費・廃棄の各段階における廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の「3R」の取組を推進することが重要です。

このため、地方公共団体や事業者の協力により、マイバッグやもったいないふろしきを利用してレジ袋を削減するといった身近でできる取組を紹介する普及啓発イベント「3R推進九州ブロック大会」を毎年開催しています。このような取組を通じてごみの減量化・リサイクルの推進に関する関係者の理解の増進に取り組んでいます。

循環型社会の基盤整備

廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより循環型社会の形成を図ることを目的として、「循環型社会形成推進交付金」が平成17年度から創設されています。

九州地方環境事務所は、この循環型社会形成交付金制度における地域計画の作成に当たって、市町村・県・国による協議会において構想段階から協働しています。



マイバッグ



3R推進イベント

2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄の撲滅

将来世代に美しい環境を継承するため、負の遺産となる不法投棄の撲滅を目指します。「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づいて、廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等の権限を適時適切に行わせるため、関係機関と連携し、日常的な情報交換、環境省不法投棄ホットラインへの対応など不法投棄防止のための監視・調査活動を実施しています。



不法投棄現地調査



不法投棄撲滅ロゴマーク

適正処理の推進

廃棄物の減量化を推進するための広域認定制度や再生利用認定の受付、適切なリサイクルの流れを形成するための各種リサイクル法に基づく立入検査や報告徴収を行っています。また、廃棄物やリサイクル資源の適正な輸出入を推進するため、廃棄物処理法やバーゼル法に基づく規制対象物の該非判断を行う相談業務や不適正な輸出入事案が起こった際に税関等との協力による立入検査などを行っています。これらを通じて九州地域における廃棄物等の適正処理を推進しています。



輸出入に係る立入検査



環境保全対策

環境対策課

1 地球温暖化対策

- ◆ 今日顕在化してきた異常気象は、地球温暖化の影響が大きいと言われています。
- ◆ 地球温暖化の原因物質のひとつと考えられている二酸化炭素に代表される温室効果ガスは、そのほとんどが社会経済活動から排出され、その抑制が大きな課題となっています。

チームマイナス6%事業の推進

- ・ 世界に約束した日本の目標、温室効果ガス排出量6%の削減を実現するため、省エネルギー・省資源の取組を中心とした国民的プロジェクトを積極的に推進しています。



COOLBIZ WARBIZ

二酸化炭素排出抑制補助事業の推進

- ・ 地方公共団体及び民間団体向け補助金の相談や、申請書の受付などを行っています。

エコアクション21の推進

- ・ 事業者からの排出抑制対策として、EA21（エコアクション21）を主なツールとして事業者の環境経営を推進しています。
- ・ 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の的確な運用のため、報告・権利利益の保護に係る請求の受領や、制度の広報・情報提供などを行います。



太陽光発電



EA21セミナー

2 環境教育・環境保全対策

- ◆ 各界各層のパートナーシップを構築し、ともに環境保全のために取り組むための支援や、環境教育などをおして「自発的」で「継続可能」な循環型社会の形成をめざします。

環境教育リーダー研修基礎講座の実施

- ・ 環境教育・環境学習を推進する人材の育成を目的として、学校教員と地域の活動実践リーダーを対象に、指導者としての能力を養成する講座を実施しています。

環境カウンセラーとの連携

- ・ 地域や企業における環境保全活動を推進するため、環境カウンセラーと連携し、環境学習や企業の環境保全活動を支援しています。



環境教育リーダー研修

3 公害・化学物質対策

緊急時対応・情報収集の充実

- ・ 大気汚染、土壌汚染、水質汚濁などの公害や、化学物質による環境汚染などの緊急事案に対応するほか、情報収集の充実に努めています。

4 石綿健康被害対策

申請の受付と相談

- ・ 石綿による健康被害救済のため、各種給付金の申請受付と相談業務を行っています。



環境の日イベント

5 パートナーシップの推進

九州環境パートナーシップオフィスの開設

- ・ 九州地域での環境保全活動を効果的・継続的に推進するため、NPO・企業・市民・行政等をつなぐパートナーシップづくりの拠点として「九州環境パートナーシップオフィス（EPO九州）」を平成19年9月に開設しました。
URL: <http://epo-kyushu.jp>



EPO九州シンボルマーク



自然環境の 保全・整備

国立公園・保全整備課

1 自然環境保全地域の管理

人の手がほとんど加わっていないすぐれた自然環境を維持している地域を、「自然環境保全法」に基づき、原生自然環境保全地域または自然環境保全地域に指定しています。九州管内では、屋久島原生自然環境保全地域（鹿児島県）、白髪岳自然環境保全地域（熊本県）、稲尾岳自然環境保全地域（鹿児島県）を指定し、自然環境の適正な保全に努めています。

2 国立公園の管理

「日本の自然風景の代表」と言えるすぐれた地域を「自然公園法」に基づき国立公園に指定しており、九州地方には、瀬戸内海国立公園（福岡県及び大分県地域）、西海国立公園、雲仙天草国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、霧島屋久国立公園が指定されています。

国立公園内では、風致、景観に影響を与える恐れのある一定の行為（建物や看板の設置、樹木の伐採、動植物の採取など）を規制するとともに、風景を楽しんだり、野外レクリエーションを行うために必要な施設（歩道、トイレ、キャンプ場、展望台など）を整備しています。



阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう・タテ原）



西海国立公園（佐世保・九十九島）

3 世界自然遺産地域の管理

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、平成5年、屋久島が世界自然遺産に登録されました。亜熱帯から亜高山帯に及びる植生の垂直分布がみられるとともに、樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物を含む特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域であり、適正な保護を図っています。



小花之江河（屋久島）



縄文杉（屋久島）

4 自然再生事業の推進

平成15年に自然再生推進法が施行され、良好な自然環境を取り戻すための取組が全国で活発化しています。九州管内では阿蘇地域で、「阿蘇の自然と人々のいとなみに育まれた貴重な草原環境を子供たちの世代に引き継ぐ」ことを目標とした草原環境の保全・再生に向けた取組を開始し、平成17年12月には自然再生推進法に基づく阿蘇草原再生協議会が設立され、地元住民、NPO、行政など地域の様々な主体と協力して自然再生事業を推進しています。

このほか、櫻原湿原（佐賀県）でも自然再生協議会が設立され取組が行われています。



草原の野焼き作業

5 自然とのふれあいの推進

利用者に自然に親しみ環境保全への理解を深めてもらうため、各国立公園には自然や歴史等を解説した展示や情報提供等を行うビジターセンターが整備されています。ビジターセンターを拠点として、専門知識を持つ解説員を配置したり、パークボランティアや自然公園指導員と連携しながら多彩なふれあい行事のプログラムを実施しています。また、小中学生を対象とした「子どもパークレンジャー事業」なども実施しています。さらに、エコツーリズムの普及・定着のための取組を行っています。



雲仙お山の情報館



子どもパークレンジャー活動

野生生物の保護管理

野生生物課

1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

国内外の絶滅のおそれのある野生動植物を保護するために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、国内外の希少動植物を指定し、その捕獲や譲渡を原則禁止しています。また、特に保護する必要性のある区域については生息地等保護区を指定し、生息に影響を及ぼす各種行為を規制しています。



ベッコウトンボ



ハナシノブ



ツシマヤマネコ

2 野生鳥獣の保護

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区内では野生鳥獣の捕獲が規制され、土地の所有者は、鳥獣の生息・繁殖をするために巣箱などの施設を設置するなどの措置を受け入れる必要があります。また、必要に応じて鳥獣保護区内に特別保護地区を設定して、建物の設置、樹木の伐採、水面立など鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為を規制しています。

国指定鳥獣保護区 (平成19年11月1日現在)

保護区名	指定区分	面積	当初指定	対象鳥獣種	関係県
沖ノ島	集団繁殖地	97ha	昭和59年3月31日	オオミスズネトリ ヒメクロウミツバメ カンムリウミスズメ	福岡県
和白干瀬	集団渡来地	254ha	平成15年11月1日	クロツラヘラサギ ミヤコトリ	福岡県
伊奈	希少鳥獣生息地	1,173ha	平成元年11月1日	ツシマヤマネコ	長崎県
男女群島	集団繁殖地	416ha	昭和48年11月1日	オオミスズネトリ カンムリウミスズメ	長崎県
霧島	大規模生息地	11,364ha	昭和53年11月1日	ホネシロ、エナガ コガラ、アオケラ ゴシロヤマトリ	宮崎県 鹿児島県
出水・高尾野	集団渡来地	842ha	昭和62年11月1日	ナベヅル オナヅル	鹿児島県
草垣島	集団繁殖地	21ha	昭和48年11月1日	オオミスズネトリ カワオドリ	鹿児島県



出水・高尾野：ツル集団渡来

3 ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことで、条約では湿地の保全や賢明な利用のために人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動を進めることが決議されています。九州管内では、くじゅう坊ツル・タテ原湿原(大分)、蘭牟田池(鹿児島)、屋久島永田浜(鹿児島)の3ヶ所が平成17年11月に登録されました。



蘭牟田池

4 外来生物対策

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」により、アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギクなど96種類(1科15属80種、平成20年1月1日現在)の動植物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取り扱いを規制しています。

環境省外来生物ホームページ
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



アライグマ



オオキンケイギク

お問い合わせ先

九州地方環境事務所 〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

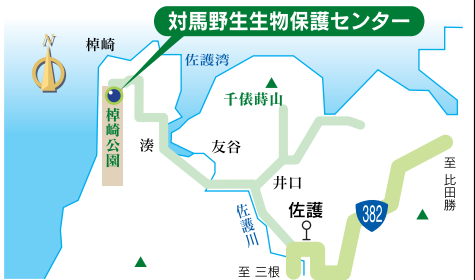
(総務課) TEL: 096-214-0311 FAX: 096-214-0354
 (廃棄物・リサイクル対策課) TEL: 096-214-0328 FAX: 096-214-0349
 (環境対策課) TEL: 096-214-0332 FAX: 096-214-0349
 (国立公園・保全整備課) TEL: 096-214-0336 FAX: 096-214-0350
 (野生生物課) TEL: 096-214-0339 FAX: 096-214-0350

URL: <http://kyushu.env.go.jp/>



対馬自然保護官事務所

〒817-1603 長崎県対馬市上県町佐護西里2956-5
 TEL: 0920-84-5577 FAX: 0920-84-5578



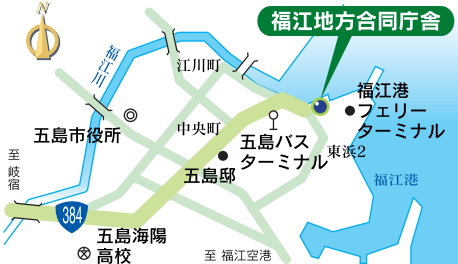
佐世保自然保護官事務所

〒858-0922 長崎県佐世保市鹿子前918-1
 TEL: 0956-28-3575 FAX: 0956-28-5839



五島自然保護官事務所

〒853-0015
 長崎県五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎2F
 TEL: 0959-72-4827 FAX: 0959-72-2852



雲仙自然保護官事務所

〒854-0621 長崎県雲仙市小浜町雲仙320
 TEL: 0957-73-2423 FAX: 0957-73-2587



天草自然保護官事務所

〒863-0021 熊本県天草市港町10-2
 TEL: 0969-23-8366 FAX: 0969-24-0730



えびの自然保護官事務所

〒889-4302 宮崎県えびの市末永1495-5
 TEL: 0984-33-1108 FAX: 0984-33-6160



鹿児島自然保護官事務所

〒892-0822
 鹿児島県鹿児島市泉町18-2 鹿児島港湾合同庁舎2F
 TEL: 099-226-1842 FAX: 099-219-1244



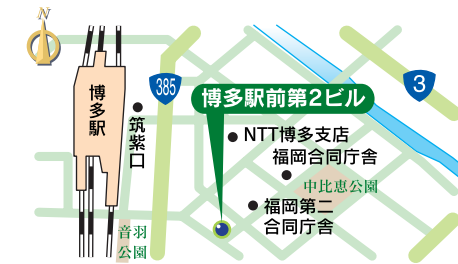
屋久島自然保護官事務所

〒891-4311
 鹿児島県熊本郡屋久島町安房前岳2739-343
 TEL: 0997-46-2992 FAX: 0997-46-2977



福岡事務所

〒812-0013
 福岡県福岡市博多区博多駅前2-6-23 博多駅前第2ビル7F
 TEL: 092-437-8851 FAX: 092-481-6465



阿蘇自然環境事務所

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川1180
 TEL: 0967-34-0254 FAX: 0967-34-2082



くじゅう自然保護官事務所

〒879-4911 大分県玖珠郡九重町大字田野260-2
 TEL: 0973-79-2631 FAX: 0973-79-2635



※沖縄・奄美地区については、那覇自然環境事務所を中心に業務を行っています。詳細については下記にお問い合わせ下さい。

那覇自然環境事務所 〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4F
 TEL: 098-858-5824 FAX: 098-858-5825

